

認可外保育施設から認可保育所への移行条件について

1 必須とする条件

東京都の認可基準に適合することのほか、以下の基準を満たすこと

(1) 定員に係る条件

『認可保育所への移行の場合』

- ① 就学前までの定員を設定すること
- ② 在園児が卒園まで継続して在園可能な定員を設定すること
(各年齢とも、1つ下の年齢の定員の同数以上とすること)

『小規模保育事業所への移行の場合』

- ① 在園児が卒園まで継続して在園可能な定員を設定すること
(各年齢とも、1つ下の年齢の定員の同数以上とすること)
- ② 地域型保育事業に係る連携施設について、連携先の確保見込みがあること

(2) 在園児の対応に係る条件

- ① 移行前年の4月1日時点の在園児が、移行後の認可定員内で受け入れ可能であること
- ② 事業者自身が、移行について在園児の保護者に丁寧な説明を行ったうえで、区の選定完了までに、保護者全員の了承を得ていること

(3) 職員配置に係る条件

- ① 認可要件を満たす職員（保育士等）を、区の定める認可申請書類の提出期限までに確保していること（公定価格基本分で見込まれている職員配置を含む）
- ② 施設長の資格を有している施設長候補者を、区の定める認可申請書類の提出期限までに確保していること

(4) その他

- ① 直近の会計年度において、3年連続で損失を計上しておらず、かつ債務超過を生じていないこと
- ② 過去3年間において、都または区の立ち入り調査の結果、当該施設について文書指摘事項に対応済みであること
- ③ 認可基準を満たすために必要な改修が行えること（区による補助は実施しない）
- ④ 地域子育て支援など、区が実施する事業に協力すること
- ⑤ 児童福祉法、子ども・子育て支援法等、要領で定める関係法令を遵守すること